

○契約規程

平成17年5月31日
規程第3号

〔沿革〕平成26年12月17日規程第20号（イ）

（目的）

第1条 この規程は、会社の契約に関する事務処理の基本的事項を定め、適正な業務運営及び経営の効率化に資することを目的とする。（イ）

（一般競争契約）

第2条 管理担当取締役、管理部長、PCB処理事業所長及び中間貯蔵管理センター所長（以下「契約職」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、次条及び第4条に規定する場合を除き、一般競争に付さなければならない。（イ）

（指名競争契約）

第3条 契約職は、契約を締結する場合には、当該契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で前条の一般競争に付する必要がない場合及び同条の一般競争に付することが不利と認められる場合には、指名競争に付するものとする。

2 契約職は、契約を締結する場合において、前項に規定する場合のほか、契約金額が少額である場合その他事業の運営上特別の必要があると認められる場合には、別に定めるところにより、指名競争に付することができる。

（随意契約）

第4条 契約職は、契約を締結する場合において、当該契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争によることができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合には、随意契約によるものとする。

2 契約職は、契約を締結する場合において、前項に規定する場合のほか、契約金額が少額である場合その他事業の運営上特別の必要があると認める場合には、別に定めるところにより、随意契約によることができる。

（予定価格）

第5条 契約職は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なものであるとき、又は契約の性質上、予定価格の作成を要しないと認められるときは、この限りでない。

（契約書）

第6条 契約職は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し、必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、これに代わる書類をもって処理することができる。

（保証金）

第7条 契約職は、競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金を納めさせなければならない。ただし、特にその必要がないと認められる場合に

は、入札保証金又は契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、国債又は確実に認められる有価証券その他の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(保証金の帰属)

第8条 前条の規定により納付された入札保証金のうち落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは会社に帰属するものとする。

2 前条の規定により納付された契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは会社に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(監督)

第9条 契約が締結されたときは、契約の履行を確保するため、別に定めるところにより、その履行の状況を監督しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に監督を要しないものと認められるものについては、この限りでない。

(検査)

第10条 契約の相手方が契約の履行を完了したとき、又は契約の履行中において特に必要があるときは、別に定めるところにより、その履行の結果を検査しなければならない。ただし、契約の性質又は内容が特に検査を要しないものと認められるものについては、この限りではない。

(その他)

第11条 この規程を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成17年6月1日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)の施行される日から施行する。